

## 市第 172 号議案

### 第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 策定

老人福祉法第20条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

### 第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

#### 第 1 計画策定の趣旨

##### 1 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。この第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第 6 期計画」といいます。）は、平成24年 3 月に策定した第 5 期に当たる計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を見直し、新たに策定したものです。

この計画は、老人福祉法第20条の 8 に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体的に、また、横浜市地域福祉保健計画などの計画との調和に配慮して、策定しました。

第 6 期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを

進める「よこはま地域包括ケア計画」として策定します。

## 2 計画の期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。

## 3 計画の全体像

基本目標と3つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、施策を展開していきます。

### (1) 基本目標

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開

### (2) 基本的な方向

ア 健康でいきいきと活躍するために

健康づくり・介護予防の取組推進、生きがいつくり・地域活動の支援

イ 地域で安心して暮らし続けるために

(ア) 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

(イ) 認知症施策の推進

(ウ) 生活支援サービスの充実

ウ 安定した生活の場を確保するために

施設・住まいの整備、相談窓口の整備

### (3) 施策展開の視点

地域包括ケア実現のために

ア 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

イ 介護人材の確保及び資質の向上

- ウ 介護者に対する支援の充実
- エ 市民に分かりやすい情報の公表と発信
- オ 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保

#### 4 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、被保険者数や要介護認定者数の状況、サービスの利用状況などの進行状況を、横浜市介護保険運営協議会等に報告し、審議を行います。同協議会の資料・議事録はホームページ等に掲載していきます。

### 第2 計画の基本目標

#### 1 第6期計画の推進に向けた課題

##### (1) いきいきと活動的に暮らせるために

##### ア 健康づくり・介護予防の総合的な推進

高齢者が歩いて行ける身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、市民の自助・共助による取組が促進される地域づくりを支援し、地域の特性を生かしながら住民と協働で健康づくり・介護予防を推進することが必要です。

超高齢社会を迎え、市民活力の向上、地域のつながりづくり、医療費・介護費の伸びの抑制のため、新たな健康づくり施策の展開が求められています。

##### イ 高齢者の積極的な社会参加の促進

元気な高齢者が生きがいをもって活躍する生涯現役社会の実現に向けた、地域社会での活躍・貢献できる環境づくりが必要です。

今後も高齢者の増加が見込まれる中では、高齢者の健康

・生きがいつくりの推進はこれまで以上に重要な取組となることから、見直し・機能強化も含めた既存資源の利活用や企業等のノウハウを活用した取組などを取り入れながら、引き続き、高齢者の健康増進・社会参加を促進していく必要があります。

#### ウ 地域で支え合う仕組みづくり

住民相互のつながりをさらに強め、身近な地域で主体的に課題解決に取り組む仕組みづくりをさらに進めていくためにも、地区別計画の取組推進への継続した支援が必要です。

支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みをつくるため、地域ケア会議等、身近な地域における課題の早期発見の仕組みと共助の仕組みを連動させ、強化することが必要です。

#### エ 権利擁護の取組の充実

高齢者が成年後見制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保等について、検討が必要です。

振り込め詐欺の被害は依然として増加傾向にあり、関連団体と連携した啓発活動が必要です。

高齢者の消費者被害も増加傾向にあり、被害の未然防止に努めることが必要です。

#### オ 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

施設等のバリアフリー化をより一層進めていく必要があります。

また、ハード面のバリアフリー化を進めるだけでなく、多目的トイレやエレベーターの利用マナー啓発、思いやりや譲り合いの気持ちの育成等、心のバリアフリー化を進めるためのソフト施策をさらに進めていく必要があります。

(2) 地域包括ケアの実現のために

ア 地域包括ケアシステムの充実

地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、運営の質の維持・向上に引き続き努める必要があります。

地域ケア会議について効果的に実施できるよう、必要な研修の実施や具体的な展開方法について検討が必要です。

イ 24時間対応型サービス等の提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用者数が計画見込量を下回っているため、広報・利用普及にさらに努める必要があります。

小規模多機能型居宅介護の整備促進を図るとともに、医療ニーズにも対応する看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備推進の検討が必要です。

ウ 在宅療養を望む高齢者等への支援

在宅医療を担う医師を確保し、医療と介護の連携を強化するため、在宅医療連携拠点の拡充が必要です。

エ 認知症高齢者等への支援

認知症サポーターが、認知症の人や家族を支援する活動につながるような働きかけが必要です。

かかりつけ医・認知症サポート医・専門医療機関の役割

の明確化と早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築が必要です。

認知症疾患医療センターが、圏域内の医療水準の向上や医療・介護連携の促進に向け役割を発揮できるよう具体的取組の検討が必要です。

オ 高齢者虐待防止への取組

高齢者虐待に関する相談・通報事例は漸増傾向にあるとともに複雑化しており、高度かつ多様な援助技術が求められています。虐待対応のノウハウの蓄積・活用方法について検討が必要です。

カ 在宅生活を支援するサービスの充実

自立支援に向けた適切なサービス提供やケアプランのチェック体制などについて検討が必要です。

介護保険外サービスについて、平成27年度の制度改正における生活支援サービスの検討の中で、現在のサービスの在り方を考えていく必要があります。

(3) 自分に合った施設・住まいが選べるために

ア 特別養護老人ホーム等施設の整備

特別養護老人ホームの地域偏在や医療的ケアへの対応、老朽化した施設への対応策が必要です。

特定施設は、介護専用特定施設に特化して整備を進めていますが、条件、対象等についての検討が必要です。

イ 高齢者の多様な住まい方への支援

高齢者住宅や施設について、多様化する高齢者のニーズに応じた身近な場所での情報提供や相談対応を可能とする

窓口の整備が必要です。

有料老人ホームの届出の促進や、質の高い施設運営を図ることが必要です。

サービス付き高齢者向け住宅の指導・監督体制の検討が必要で

(4) 安心の介護を提供するために

ア 介護人材の確保に向けた取組

新規参入者（学卒者及び転職者）促進、有資格者の再就職支援、定着支援のための取組を関係団体等と協力しながら行っていく必要があります。

労働者人口が減少する中、多様な人材の活用が必要です。

イ 介護サービスの質の確保

介護保険サービスの多様化に加え、市内介護保険事業者が純増していることから、現状では定期的な実地指導を行うことが困難なため、介護保険事業所の指定期間内に一度は実地指導を行うことができる体制を構築する必要があります。

事業者への研修・指導など、不正・不適正請求を発生させない取組の強化が必要です。

ウ 苦情相談体制の充実

効果的に事業者指導を行うために区との情報共有の在り方を検討し、連携体制の強化を図っていく必要があります。

福祉調整委員会の活性化が必要です。

## 2 第 6 期計画の基本目標

第 6 期計画では、次の基本目標と 3 つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、取り組めます。

### 基本目標

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開

#### (1) この計画が目指すこと

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、2025 年度（平成37年度）までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

#### (2) 2025年（平成37年）の姿 ～団塊の世代が75歳以上～

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

## 3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。

日常生活圏域は、以下の事項を総合的に勘案して定めます。

#### (1) 地理的条件

#### (2) 人口

#### (3) 交通事情、その他の社会的条件

#### (4) 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況

等

横浜市では、おおむね中学校区（人口規模 2 万人から 3 万人程度）を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として設定します。

### 第 3 施策の展開

#### 1 健康でいきいきと活躍するために

##### (1) 目標

地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるように支援します。

健康づくり・介護予防の取組を推進することで、健康を実感できる高齢者を増やします。

元気な高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう支援します。

##### (2) 施策の展開

#### ア 健康寿命日本一を目指した健康づくり

(ア) 「第 2 期健康横浜 2 1」の取組である、食育や運動などによる生活習慣の改善、がん検診と特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防への取組を推進します。

(イ) 健康維持のための仕組み等の構築や、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。

(ウ) 日常生活の中で楽しみながら継続的に健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業」を推進

します。

#### イ 介護予防の取組推進

- (ア) 若い世代から健康づくり・介護予防に取り組めるよう、健康づくり部門と連携して進めます。
- (イ) 高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、地域の特性を生かしながら、介護予防に取り組める事業を展開します。
- (ウ) 高齢者が身近な「場」で介護予防に取り組み、住民主体で行う「元気づくりステーション事業」を拡充します。同時に、地域で介護予防に取り組む元気づくりステーション以外のグループも支援しながら、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組みます。
- (エ) 介護予防の推進役となる担い手の発掘と支援を行います。
- (オ) 地域における介護予防活動を機能強化するために、専門職の関与を促進します。

#### ウ 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進

- (ア) 高齢者の活躍の場を拡大していくための就業機会の提供や情報提供機能の強化に取り組むなど、就労や地域活動などへ高齢者が社会参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- (イ) 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めていきます。

- (ウ) 幅広い分野の活動を対象にすることで、住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、「よこはまシニアボランティアポイント事業」を展開します。

## 2 地域で安心して暮らし続けるために

### (1) 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

#### ア 目標

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して生活をするように、地域包括支援センターの機能を強化し地域の連携づくりを推進するとともに、医療と介護の連携や、地域密着型サービスの整備を行い、地域包括ケアシステムを推進します。

#### イ 施策の展開

##### (ア) 地域包括支援センターの機能強化

- a 地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、生活支援サービスの提供体制整備、介護予防、認知症施策、医療と介護の連携及び自立に向けたケアマネジメントに取り組みます。
- b 地域包括支援センターと、地域ケアプラザ地域交流活動部門や関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組を進めます。
- c 地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるように、地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏ま

え、職員研修など資質向上に向けた取組を行うとともに、事業評価方法についても見直しを行います。

d 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが担うべき機能を整理し、必要な体制について検討します。

e 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域ケア会議の手法を活用し、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、必要な社会資源整備につなげます。

(イ) 在宅生活を支援するサービスの充実

介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入や人材育成への支援を通じて、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支援します。

(ウ) 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

a 医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備目標を具体的に定めます。また、小規模多機能型居宅介護からの転換促進を進めます。

b 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を適切に提供できる体制を整えます。

c 利用者及び家族が安心してサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。

d サービスの利用普及に向けて、市民や関係機関への周知を図ります。

(エ) 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化

a 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を進めます。

b 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、横浜市医師会等と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う在宅医療連携拠点を全区に設置します。

(2) 認知症施策の推進

ア 目標

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

イ 施策の展開

(ア) 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

a 早期診断、早期対応のため、支援体制の充実を図り

- ます。
- b 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関などを分かりやすく市民や医療・介護関係者に周知します。
  - c 介護予防の取組の一環として、認知症予防の啓発や認知症予防活動に取り組みます。
  - d 認知症に対応した介護サービスの適切な提供を図ります。
- (イ) 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実
- a 認知症疾患医療センターを中心として、認知症医療体制の充実を図るとともに医療・介護連携を強化します。
  - b 認知症の人への適切なケアの提供のため、医療従事者や介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。
- (ウ) 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実
- a 認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所づくりや家族の集いなど家族者支援の充実を図ります。  
。
  - b 区や地域包括支援センターでの相談や認知症コールセンターの運営などにより、相談体制の充実を図ります。
  - c 権利擁護の取組を推進します。
- (エ) 地域で見守り、支え合う体制の構築

- a 認知症の普及啓発は、認知症に関する理解を深め、  
支え合う意識向上の基盤づくりに欠かせないことから  
、取組を一層推進します。
- b 認知症サポーターやキャラバン・メイト等とともに  
、認知症の人や家族を見守り、支援できる市民を増やし、  
支え合うまちづくりを推進します。

(カ) 若年性認知症の支援

若年性認知症の本人・家族に対する情報提供や相談体制の充実を図ります。

(3) 生活支援サービスの充実

ア 目標

介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する体制を整えます。

平成27年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、モデル実施するなどして段階的に多様なサービスを充実させ、平成29年度から本格実施します。

イ 施策の展開

(ア) 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、総合事業を実施します。

(イ) 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

NPO、ボランティア団体、地縁組織など多様な主体

が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。

### 3 安定した生活の場を確保するために

#### (1) 目標

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど、要介護高齢者の状態に対応した高齢者の施設を整備します。

高齢者の施設・住まいに関する様々なニーズに応じた相談体制を構築します。

#### (2) 施策の展開

##### ア 状況に応じた施設や住まいの整備

(ア) 高齢者人口や要介護認定者数の増加を見据え、特別養護老人ホームは地域バランスや医療的ケアへの対応等に配慮しつつ、要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準を維持します。

(イ) その他、介護保険施設と居住系サービスについても、それぞれの施設・サービス特性に応じて、利用者のニーズに対応していきます。

##### イ 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供

(ア) 多様化する高齢者の施設や住まいに関する相談窓口を設置します。

(イ) 複数の専門窓口と連携することにより、相談者のニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行います。

### 4 地域包括ケア実現のために

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

## ア 目標

地域福祉保健推進のための基盤整備や、地域で見守り支え合う仕組みづくりを市民・事業者・公的機関の連携により推進し、誰もがいつまでも安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域づくりを進めます。

## イ 施策の展開

- (ア) 地域福祉保健計画の推進や援護が必要な高齢者等への支援を通じ、地域住民や幅広い関係団体・機関とともに、見守り・支え合いの取組を進めます。
  - (イ) 権利擁護事業や成年後見制度について、広く普及啓発を進め、円滑な利用促進や関係機関の支援体制の充実を図ります。
- (2) 介護人材の確保及び資質の向上

## ア 目標

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実させ、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を推進します。

## イ 施策の展開

- (ア) 中高年齢者や潜在的有資格者など多様な人材が介護現場で活躍できるような環境づくりに取り組みます。
  - (イ) 関係機関と連携し介護職員や事業者向けの支援を充実させ、人材の定着促進や資質の向上を図ります。
- (3) 介護者に対する支援の充実

## ア 目標

介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう、介護者に対する相談・支援体制の充実や、医療・介護サービスの情報の提供を進めます。

#### イ 施策の展開

(ア) 高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、相談・支援体制の充実や各種サービス情報の周知・広報を進めます。

(イ) 介護セミナーや介護者の集い等、介護者支援に取り組みます。

#### (4) 市民に分かりやすい情報の公表と発信

##### ア 目標

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、サービス内容や事業者情報の提供の充実を図るとともに、事業者自身の自己評価や外部評価の取組を促進します。

#### イ 施策の展開

(ア) 利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

(イ) 介護保険サービスの質の向上を図るため、外部評価機関による評価の受審を進め、結果を公表します。

#### (5) 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保

##### ア 目標

研修の充実等により要介護認定の一層の平準化を図るとともに、効率的な事務の執行について検討していきます。

事業者数が増加している中、効果的・効率的に事業所指

導や報酬返還業務が行えるよう取り組みます。

施設長等を対象とした研修の実施により介護スタッフの  
人材育成に取り組み、サービスの質の確保を促進するとと  
もに、利用者の生活の場である施設への介護相談員の派遣  
により、サービスの質の向上を図ります。

#### イ 施策の展開

- (ア) 要介護認定や介護給付費の適正化を進め、適正かつ効  
率的な事務執行に努めます。
- (イ) 利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、事  
業者に対する指導・監査体制を強化します。
- (ウ) サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、  
第三者評価の受審や、介護相談員の派遣を実施します。

#### (6) 苦情相談体制の充実

##### ア 目標

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場  
所で苦情相談ができる体制を引き続き確保します。

苦情相談の内容に対して、事業者や区役所などの関連機  
関の連携により、的確かつ迅速な対応が行えるような連絡  
体制や、過去の苦情報告に関する情報を、その後の対応に  
活用する仕組みの確立を目指します。

#### イ 施策の展開

- (ア) 利用者に身近な場所で苦情相談できる体制を確保する  
とともに、苦情内容に対して関係機関で連携の上、迅速  
かつ的確な対応を行います。
- (イ) 横浜市福祉調整委員会を適正に運営し、サービス提供

者の質の向上を図ります。

### 提 案 理 由

老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する必要があるので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

**参 考**

**老人福祉法（抜粋）**

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

**介護保険法（抜粋）**

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）